

# 借入状況等申告書記入例

## (全貸付共通)

※物資用(細則様式第6号)と間違えないよう

(細則様式第14号)

### 借入状況等申告書(貸付用)

#### 1. 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	銀行	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	その他公庫	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	労働金庫	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
信用金庫	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	信用組合	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	消費者金融	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	信販会社	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
地方公共団体による住宅融資等	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	互助会	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	個人	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	その他	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無

※上記で「有」に○印したものについて、以下に記入してください。

借入先	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
住宅金融支援機構	H.〇〇.6.15	1,300	11,562,789	25,000	150,000				
互助会						R.〇〇.8.30	50	5,000	25,000
計				(A) 25,000	(F) 150,000			(B) 5,000	(G) 25,000

既に借入がある場合及び新規の借入予定についてすべて記入

統合貸付で申込んだ場合、新規借入分に、統合申込額を記入(既借入の記入は不要)

◎物資を借り入れている場合は物資の償還額も記入(償還額に含める。)

貸付種類	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
入学貸付	R.〇〇.3.31	200	2,000,000	17,747					
普通貸付						R.〇〇.9.30	150	11,244	22,488
計				(C) 17,747	(H)			(D) 11,244	(I) 22,488
毎月の償還額(A) + (B) + (C) + (D) =								58,991円(E)	
ボーナス償還額(F) + (G) + (H) + (I) =								197,488円(J)	

部分休業等により給料(または報酬)の一部が減額されている場合のみ記入

#### 2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額(E)	給料月額(K)	貸付申込月の正規勤務時間(X)*	貸付申込月の休業予定時間(Y)*	割合 [E ÷ (K × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
58,991円	300,000円	170.5	11	19.66%

\*貸付申込月の正規勤務時間(X)及び貸付申込月の休業予定時間(Y)は、部分休業中の場合に記入してください。  
 ※給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。  
 ※令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。  
 ※部分休業中の場合は、減額後の給料(または報酬)月額(K × (1 - Y/X))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

どちらか一方でも30%を超える場合は貸付できません

#### 3. 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額{E×12 + J×2}(L)	年収額{K×12 + K×4}(M)	割合[L ÷ (M × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
1,102,868円	4,800,000円	22.97%

※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。  
 ※部分休業中の場合は、減額後の年収額(M × (1 - Y/X))に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- この申告について、所属所長が確認すること。
- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

令和〇〇年8月8日

鹿児島県市町村職員共済組合 理事長 様

組合員証 記号-番号 (〇〇〇 — 123)

申込人氏名 共済 一郎 印

※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

○他の金融機関等からの借入がある場合には、それらの借入状況等が確認できる書類(ローンの申込書、決定通知書、償還表等)を添付してください。